

判例研究

相続人の一人が相続に関する遺言書を隠匿し相続人たる資格を失つたものと認められた事例・民法第八八四条にいう「相続権を侵害された事実を知つた時」の意義

家族法判例研究（五五）

佐藤義彦

東京高等裁判所昭和四五年三月一七日判決（昭和四一年（ネ）第二九六四号 不動産
取得登記抹消登記手続請求控訴事件）高裁民集二三卷二号九二頁・判例時報五九三
号四三頁・判例タイムズ二四八号一二九頁——取消・上告

【判決要旨】一 被相続人からその所有不動産全部の遺贈を受ける旨の遺言書を被相続人死亡当时保管していた相続人が、遺留分減殺の請求を受けることをおそれて二年余にわたり他の共同相続人に対し右遺言書の存在を秘匿していた行為は、相続人および受遺者の欠格事由たる相続に関する遺言書の隠匿にあたる。

二 受遺者兼相続人が遺言書を隠匿していた場合において、他の相続人は右遺言書の存在を知るに至ったということはできない。

【事実】 亡Aは、昭和三〇年二月一六日、全財産を長男であるY（被告・被控訴人）に無償譲渡する旨の自筆遺言書を作成し、これを同人に交付したが、右内容の遺言書が作成されYに交付された事実を知っていたのは、Aの妻訴外Bと四女訴外Cだけであった。

ところで、Yは、昭和三〇年七月七日にAが死亡した後、かねてからYの居住する近辺で長男のみが全相続財産を包括的に相続している例のあることを聞き知っていたので、昭和三〇年一〇月六日頃司法書士のもとを訪れ、全遺産を単独で相続するにはどうしたらよいかを相談したところ、司法書士から右遺言書によらずY以外の全相続人に相続放棄をしてもらうのが一番簡便であるとの助言を受けた。

しかし、その時はすでにAの死亡から三箇月になんなんとし相続の承認または放棄をなすべき期間満了の直前であったので、Yは右同日右司法書士の勧告に基づき、事後に了解を得ることとして無断で有合わせ印を使用して急拋亡Aの相続人九名の名義をもつて、相続放棄の期間伸長の審判申立書を作成してもらい、これを東京家庭裁判所に提出した。

その後、昭和三〇年一一月一六日頃同家庭裁判所において右申立てに基づく調査がなされたところ、右申立てはYが他の相続人には無断でその名においてしたものであるうえ、その相続分の放棄に同意しているとみられるのは、わずかに亡Aの妻Bと一部の相続人のみであって、他の相続人は相続放棄をする意思はなく、相続分に応じて遺産の分割をすべきことを主張しており、かつまた相続放棄の申述期間の伸長をなすべき理由はまったく存しないことが明らかとなつたので、東京家庭裁判所はYおよびその他の相続人に対し右申立てを取り下げるよう勧告し、右申立ては同日頃取り下げられた。

ところが、Yは亡Aから本件自筆遺言書の交付を受けて以来これを保管していたが、東京家庭裁判所において右の調査がなされ
相続人の一人が相続に関する遺言書を隠匿し相続人たる資格を失つたものと認められた事例・

た際にあっても本件遺言書の存在およびその内容を同じ相続人であるAの「男X₁、長女X₂、三女X₃、四男X₄、五男X₅（いずれも原告・控訴人）らには一言も洩さず、これを知る末妹Cも他の相続人であるX₆らにはYの保管する遺言書の存在についてはまったく話をしなかつた。のみならず、YはX₄およびX₅がしばしば亡Aの遺産の幾分かを分けてくれるよう頼んでも言を左右にしてこれを相手にせず、遺産の分割をしようとした。

しかるところ、昭和三二年八月頃、Yは税務署から亡Aの遺産相続による相続税の納付の件につき呼出しを受け、その相続の実情などについて質問されたので、自己の保管する本件遺言書を持参してこれを示したところ、担当税務署員から右遺言書によつて遺産を包括承継するには法律専門家に相談するのが最も良策であろうとの示唆を得た。そこでYは、弁護士Gのもとにおもむいて、右遺言書によつて亡Aの遺産全体を承継する方途について相談したところ、同弁護士からまず何よりも家庭裁判所の検認を受ける必要がある旨を教示された。その指示に従い昭和三二年八月一二日東京家庭裁判所に対し本件遺言書による遺言執行者検認の申立てが、翌一二日本件遺言書検認請求の申立てがなされ、同年九月六日、同家庭裁判所においてGが遺言執行者に選任された。それとともに、本件遺言書の検認期日が開かれ、検認の手続がなされたが、ここにおいてはじめてX₁、X₂、Aの二女訴外D、X₃、Aの三男亡Eの妻訴外FおよびX₄は亡Aがその所有していた不動産を包括してYに遺贈する旨の遺言が存在していることを知った。しかしして、遺言執行者に選任されたGは、その後、Aの遺産につき財産目録を九通調製したが、Yが他の相続人に交付するというので、調製した財産目録を九通全部Yに手交したところ、Yは右財産目録全部を自らの手にとどめ、他の相続人には一通もこれを交付しなかつた。

その後、昭和三三年五月二日、Yは、遺言執行者Gの手により、遺産の一部である本件不動産につき、右遺言により亡Aから遺贈を受けてその所有権を取得したとして、所有権移転の登記を完了した。

ところが、X₄およびX₅は、昭和三八年八月七日頃Yが亡Aの遺産である不動産を売却できることに疑問を持ち、登記所におもむいて亡Aの所有であった本

件不動産の登記簿を調査したところ、Yのため遺贈を原因とする右所有権移転登記がなされていることを発見した。

そこでXらは、Yが亡Aの自筆遺言書を同人の死亡以来二年余にわたり故意に隠匿所持していたことは、民法第九六五条、第八九一条により、受遺・相続欠格事由に該当し、Yが本件不動産につき所有権を取得することはないとして、相続回復請求権に基づき、右所有権移転登記の抹消を訴求した。

原審東京地方裁判所は、「YがAの死亡後すみやかに家庭裁判所に対し遺言書検認の申立手続をとらなかつたのは遺言書に関するYの法律知識の不足によるものであり、且つその間に相続放棄の申述期間伸長の申立をXらに承諾を得ずなしたのも、法律知識に乏しいYが弁護士にも相談せず司法書士らの話をきいて、右書類の作成を右司法書士に依頼した結果によるものであり、また遺言書検認の申立が遅れたのも、Yは、右遺言状を保管中、昭和三二年ごろ、納税の件で税務署に呼出され、遺言状を示したところ、係官から、法律に明るい者に相談するように言われて、Yと同区内のG弁護士に相談した結果、遺言書の検認手続をしなければならないことがわかり、右検認申立をした事情にあること前記のとおりであつて、本件では亡Aの長男であるYに全財産を帰属せしめるべき内容の右遺言状をかくしてYが利益をはかるうとするがごとき故意があつたとまでは考えられないから、本件では民法第九六五条により準用される第八九一条第五号の遺言書の隠匿者として受遺者たる欠格事由がある場合には該当しないというべきである。」として、請求を棄却した（昭和四一年一二月一七日 判例時報四七六号四三頁）。

右判決に対して、右事情は受遺の欠格事由になるとして、Xらから控訴がなされたが、控訴審において、Yは、Yの右行為が仮に隠匿にあたるとしても、Xらの相続回復請求権は、亡Aの死亡の日である昭和三〇年七月七日からまたは東京家庭裁判所において本件遺言書の検認がなされた昭和三二年九月六日から五年経過後である昭和三五年七月七日または昭和三七年九月六日の経過とともに、時効により消滅した旨付加して、抗弁した。

東京高裁は、左の理由により、原判決を取り消し、Xらの請求を認容した。

【判決理由】 一 右認定の事実によつて考へると、（中略）、Yは亡Aの死亡後直ちに本件遺言書を公表するときは、X等他の相

相続人の一人が相続に関する遺言書を隠匿し相続人たる資格を失つたものと認められた事例・

続人から遺留分減殺請求権の行使を受け、本件遺言書のとおり亡Aの遺産全部を自分独りで取得できなくなることを恐れ、亡Aの遺産全部を何んとか独りで承継しようとしてX₄及びX₅等の遺産分割請求を卻け、相続税納付の必要に迫まられて本件遺言書の検認請求をなすまでこれを公表せず、本件遺言書を隠匿していたものと判断するのが相当である。

そうすると、Yは本件遺言書により亡Aからその全遺産の遺贈を受けたが、相続に関する被相続人の遺言書を隠匿した者として、民法第八百九一条第五号及び第九百六十五条の規定により、亡Aの遺産について受遺者たるの資格のみならず相続人たるの資格をも失つたものといわざるを得ない。

二 しかし、YはX等の相続回復請求権はすでに時効により消滅した、と主張する。

相続回復の請求権が相続権を侵害された事實を知った時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅するものであることは民法第八百八十四条の規定の明定するところである。本件で問題となるのは、時効の起算点である「相続権を侵害された事實を知った時」が何時であるかという問題であるが、右にいう「相続権を侵害された事實を知った時」とは被相続人の遺産の全部又は一部について、無権利者により、明示的に又は默示的に、真正の相続人を排除して相続、遺贈等によつて権利を取得したとの主張がなされた事實が存在し、真正の相続人がこの事實を知った時をいうものと解するのが相当である。

ところで、(中略)、Yは亡Aの生前これと同居し、生計を一にしていたものであり、亡Aの死亡後も同人と同様にその遺産である本件各不動産について固定資産税の納付及び地代の收取をする等これを管理していくことを認めることができる。しかし、さきに認定したように、YはX等に対し、亡Aの死亡後本件各不動産をYに遺贈する旨の前示遺言書の存在を秘匿し、X等も本件遺言書の存在を知らず、従つてYが本件各不動産の全部を自己単独の所有に帰したものとして管理しているものとは考えていいなかつたことが明らかであるから、Yが亡Aの死亡後同人と同様その遺産である本件各不動産を管理しており、X等がこの事實を知つていいからといってこのことから直ちにX等がYによって自己の相続権を侵害された事實を知つたものということはできない。

次に、昭和三十一年九月六日東京家庭裁判所において行われた本件遺言書検認の際、出頭したX₁、X₂、D、X₃、F及びX₄が

はじめて本件遺言書の存在を知るにいたつたものと認められることはさきに説示したとおりであり、また、（中略）、X₅は右検認期日に出頭しなかつたが、亡X₄の隣家に居住していたことが認められるから、X₅もまた同じ頃本件遺言書の存在を知つたものと推認することができる。しかし、（中略）、X等は、Yから、同人がこれらの者を含む他の相続人を排除して本件各不動産の単独の所有者となつた旨を告げられたこともなく、また、前示のような内容の本件遺言書があるだけではX等の相続権が否定されて本件各不動産がYの単独所有となつたものとは考えず、本件各不動産はY及びX等を含む相続人全員の共有となつてゐるものと信じていたこと、しかるに、亡X₄及びX₅は昭和三十八年八月頃Yが亡Aの遺産である不動産を売却できることに疑問を持ち、（中略）、登記所に赴いて亡Aの所有であつた他の相続人である自分達の同意を得ずして亡Aの遺産を売却して住居を新築していることを知り、Yが他に相続人である自分達の同意を得ずして亡Aの遺産を売却できることに疑問を持ち、（中略）、登記所に赴いて亡Aの所有であつた本件各不動産の登記簿を調査したところ、前記認定のように本件各不動産について昭和三十三年五月二日受付でYのため遺贈を原因とする所有権移転登記がなされていることを発見し、ここにはじめてX等を含むY以外の相続人が本件各不動産について相続から排除されていることを覺知したことが認められる。（中略）

右認定の事実によれば、法律知識に乏しいX等としては、本件遺言書の検認を機会に右遺言書の存在を知つたが、Yが遺言書を隠匿したかどにより受遺者及び相続人たる資格を失つたことに気づかなかつたことはもとより、亡Aの遺産はYを含む相続人全員において共同相続をしたものと信じていたことも無理からぬことというべく、民法第八百八十四条の規定の適用の関係においては、X等が本件遺言書検認の際遺言書の存在を知つたとの一事から直ちにその相続権を侵害された事實を知つたものということはできず、X等が右事實を知つた時期を、昭和三十八年八月頃に行われた亡X₄及びX₅による本件各不動産の登記簿調査の時より以前に遡らせることはできないものと解するのが相当である。」

【参照条文】 民法第九六五条・第八九一条・第八八四条

【研究】 判旨に賛成である。

相続人の一人が相続に関する遺言書を隠匿し相続人たる資格を失つたものと認められた事例・

一 Yが民法第九六五条により準用される同法第八九一条第五号にいわゆる「相続に関する被相続人の遺言書を隠匿した者」にあたるかについて、第一審では、「本件では亡Aの長男であるYに全財産を帰属せしめるべき内容の右遺言状をかくしてYが利益をはかるうとするがごとき故意があつたとまでは考えられないから」という理由で、これが否定されている。ところが、第二審では、Yは、「亡Aの死亡後直ちに本件遺言書を公表するときは、X等他の相続人から遺留分減殺請求権の行使を受け、本件遺言書のとおり亡Aの遺産全部を自分独りで取得できなくなることを恐れ」て遺言書の存在を公表しなかつたのである、として、正反対の結論が導かれている。しかしながら、このようないくつかの結論の違ひは、事実認定の違ひに基因するものであって、理論的には、第一審および第二審の判決とも、同一の立場に立脚している、ということができる。つまり、民法第八九一条第五号中に規定されている「隠匿」にあたるには、それが、遺言書の発見を妨げるような状態におくことについての故意をもつてなされただけでは足りず、さらに、その行為によって「利益をはかるうとするがごとき故意」(第一審判決理由)をも必要とする、というのである。

遺言書の発見を妨げるような状態におくことに関して故意が必要であるという点については、明文の規定は存しないけれども、当然のこととして認められており、異論を見ない。問題は、右の故意以外に、隠匿によって自己に有利に遺産を帰属させよう(あるいは、不利益を免れよう)とする意思をも必要とするかである。学説は分かれている。

肯定説は、「(隠匿)行為は、自己に相続によって相続財産を帰属させ、またはより一層有利に帰属させようとする故意があることを要する」(山中康雄著・中川善之助編註)(親族法上) (昭29) 七五頁、「(隠匿)といふ故意は、干渉行為により遺産の帰属を自己に有利にしようという故意であるべき」(幾代通「相続欠格」大系Ⅶ相続(昭35) 七三頁家族法)、「(隠匿)行為は、相続人が相続法上有利になろうとし、または不利になることを妨げることを目的とした故意によってなされたことを要する」(加藤永一著・注釈民法昭42) 二四〇・二三八頁)などと言ひ、そ

の根拠を、「(隠匿)による制裁は、まさに相続人の違法利得をしようとする意思が制裁の対象になると解されるから、二重の故意を要するとするのが妥当である」(加藤前掲書)とする点に求めている。

これに対しては、公表の妨害について故意がある以上、必ずしも自己の相続上の利益増進についての認識ないし希望を必要としない、とする反対説もある(泉久雄著・相続人(総合判例研究叢書民法26巻)(昭40)一四頁、同へ本件判決判例評論一四一号(昭45)四〇頁。中川善之助著・相続法(法律学全集)(昭39)六〇頁も、殺害を理由とする相続欠格について、故意の殺害であるかぎり、相続的協同関係は破壊されるのであるから、殺害の意思のほかに、その者を殺せば、相続法上、自分に有利な結果が来るという認識な)いしは希望は不要だ、とするもつとも、同教授が、右の立論を、遺言書の隠匿の場合にも、そのままあてはめられるのかについては不明である)。

公表の妨害に関する故意以外に、遺産の帰属を有利にしようという意思をも必要とするかの問題は、相続欠格(ないし受遺欠格)の根拠の重心をどこに求めるかの違いに由来しているように思われる。肯定説は、遺言者の意思に反した違法な利得をしようとする意思につき、これを制裁することによって、遺言者の意思内容を実現させようという点に、本条の主たる立法趣旨をみてい(たとえば、加藤前掲書二三八頁)。これに反し、否定説は、客観的に遺言内容と異なる遺産の帰属がなされることを妨ぐことを通じて、遺言者の最終意思を実現させようとする点に、重心をおいている(たとえば、泉前掲書一四頁)。

ところで、本条で問題となる遺言書は、「相続に関する」それであり、相続に関しない遺言書は、違法に利得する意思でこれを隠匿しても、相続欠格とはならない(通説である)。相続に関する遺言書を隠匿したため、隠匿者が間接的に利得することとなる場合についても同様に解すべきであろう。すでに相続に関する遺言書の場合には、遺言者の最終意思の実現が妨害されたときであっても、相続欠格にならない、とする以上、相続に関する遺言書の場合にかぎり、遺言者の最終意思是絶対的に保護されるべきであり、これを妨げた者は、自己が利得する意思でこれを行なつたのか否かを問わず、常に相続欠格になる、とすることは均衡を失しないだろうか。私は、「隠匿」であるために

相続人の一人が相続に関する遺言書を隠匿し相続人たる資格を失つたものと認められた事例・

は、公表の妨害について故意があるだけでは足りず、さらに、違法な利得の意思でこれがなされたことを必要とする、と解したい。なお、隠匿には違法利得の意思が必要であると解する論者の多くは、これを「二重の故意」、つまり、公表の妨害に関する故意と違法利得に関する故意が必要である、というふうに説く（山中前掲書七五頁以下、加藤前掲書二三八頁も同じ。）。しかしながら、違法利得の意思是、「故意」そのものではなく、公表を妨害する意思^{II}故意の動機にすぎないから、右のような表現は不適当であろう。

「隠匿」となるには違法利得の意思が必要であると解したときには、当該妨害行為が実現していたら妨害者は現実に利得していたことを必要とするか否か、つまり、公表の妨害と利得との間に因果関係が存することを必要とするか、の問題が残る。けだし、本件においては、Yに遺産の全部を遺贈する旨の遺言がなされているため、Yがこれを隠匿して共同相続人の一人として遺産を相続したときのほうが、結果的に不利を被ることになっていたからである。しかし、私は、遺言書の隠匿が相続欠格・受遺欠格の事由とされていることの根拠を、違法な利得の意思を制裁するという点に重点を置いて理解したいので、かような意思で遺言書を隠匿した以上、その隠匿の結果として、現実に利得したか否かは問うところではない、と考える。また、実際上の問題としても、利得したか否かの判断に困難を感じる場合も少くないのではないかと思われる。

二 相続回復請求権の消滅時効の起算点について、本判決は、「被相続人の遺産の全部又は一部について、無権利者により、明示的に又は默示的に、真正の相続人を排除して相続、遺贈等によって権利を取得したとの主張がなされた事實が存在し、真正の相続人がこの事實を知った時をいうものと解するのが相当である」としたうえ、真正の相続人が登記簿を調査して遺贈を原因とする所有権移転登記のなされていることを知った時までは、消滅時効期間は開始

しない、と判断している。

共同相続人間において相続回復請求権の問題が生じうる余地があるか、については疑問があるが、本件では、被相続人の長男であるYは、遺言書を隠匿したことにより、相続人たる資格を失つたものとされているので、この点については触れないことにする。

民法第八八四条にいう「相続権を侵害された事実」とは、要するに、相続権のない者が、相続人として、相続財産を管理・処分している事実のことであり（我妻栄・唄孝一著・相続法（判例）（ヨンメンタルⅧ）（昭41）二三頁）、本件のように、弟妹の分配申出をうけつけずに相続財産の全部を管理している長男が相続欠格者である場合がこれに該当することは疑いがない（我妻・唄前掲）（書一四頁参照）。問題は、右の侵害事実の存在することを真正相続人がいつ知ったか、である。

本件においては、Yが相続財産の全部を単独で管理していることをXらは、相続開始の時から知っている。しかし、右のことから直ちに、XらはYによって自己の相続権を侵害された事実を知つたものということはできない。Yは被相続人の長男であり、通常の場合であれば、共同相続人の一人として、遺産を管理できる地位にあるからである。

Xらが自己の相続権を侵害された事実を知つたといえるには、Yが表見相続人、つまり、遺言書を隠匿したため、相続人・受遺者たる資格を喪失していることについて知らなければならない。本件において、裁判所は、登記簿の調査時をもって、相続権侵害の事実について知つた時の基準としているかのようにも解されるが、登記の存在を知つても、必ずしも、相続権の侵害があつたことを知つたとは言えない場合もある。特に本件の場合においては、遺言の内容どおりの登記がなされている。Xらは、Yに遺言どおりの登記がなされていることを知つたことによつて、当然に、自己の相続権が侵害されたことを知つた、と言うのは無理であろう。受遺・相続欠格者であるYに登記がなされてい

ることを知らなければならない。もつとも、本判決中、「登記簿調査の時より以前に遡らせることはできないものと解するのが相当である」とする部分に、右の趣旨をも含むのであれば、問題はない。

（一九七四・六・二三）